

# 運 営 規 定

もっと歩けるプロジェクト アシリネ

株式会社 Seednest

## もっと歩けるプロジェクト アシリネ 運営規程

### (事業の目的)

第1条 株式会社 Seednest（以下「事業者」という。）が開設するもっと歩けるプロジェクト アシリネ（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護、第1号通所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員その他の従業員（以下「従業員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」若しくは「要介護者等」という。）に対し、適正な指定地域密着型通所介護、第一号通所事業を提供する事を目的とする。

### (運営の方針)

第2条 サービスの提供に当たっては、事業所の従業員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活維持、回復を図るための機能訓練及び生活の質の確保を重視した在宅生活が継続できるように支援を行うことで、利用者の社会孤独感の解消や心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることに努める。

2 事業の実施にあつては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービス機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- |       |                             |
|-------|-----------------------------|
| 一 名称  | もっと歩けるプロジェクト アシリネ           |
| 二 所在地 | 北海道札幌市手稲区前田3条8丁目3-18 海和ビル1階 |

### (職員の職種、員数及び職務内容等)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- |           |      |  |
|-----------|------|--|
| 一 管理者     | 1名   | 管理者は、事業所の従業員の管理を一元的に行う。指定地域密着型通所介護、第一号通所事業の利用申し込みに係る調整を行う。 |
| 二 生活相談員   | 1名以上 | 生活相談員は、利用者及び家族の相談や通所介護計画及び介護予防通所介護計画、日程プログラム等のサービス調整を行う。   |
| 三 介護職員    | 1名以上 | 利用者の日常生活の支援及び送迎を行う。  |
| 四 機能訓練指導員 | 1名以上 | 利用者の機能減衰を防止するための機能訓練や助言を行う。                                |

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。  
ただし、12月30日から翌年1月3日までを除く。
- 二 営業時間 8時30分から17時30分までとする。
- 三 サービス提供時間 1単位目 9時15分から12時20分まで  
2単位目 13時30分から16時35分まで

(利用者の定員)

第6条 1単位ごとに指定地域密着型通所介護、第一号通所事業のサービスを提供する定員は10名とする。

(提供するサービスの内容)

第7条 指定地域密着型通所介護、第一号通所事業の内容は次のとおりとする。

- 一 身体介助（日常生活上の援助等）
- 二 生活相談（相談援助等）
- 三 機能訓練（日常動作訓練等）
- 四 健康状態の確認
- 五 精神状態の確認と支援
- 六 送迎
- 七 レクリエーション、体操、趣味活動等

(通所介護計画及び介護予防通所介護計画の作成)

第8条

- 1 指定地域密着型通所介護、第一号通所事業の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に通所介護計画及び通所型サービス計画を作成する。
- 2 通所介護計画及び通所型サービス計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、利用者の同意を得る。また、通所介護計画及び通所型サービス計画を利用者に交付する。
- 3 利用者に対し、通所介護計画及び通所型サービス計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(利用料等)

第9条

- 1 本事業所が提供する、指定地域密着型通所介護、第一号通所事業の利用料は、厚生労働

大臣が定める介護報酬の告示の額とする。但し次に掲げる項目については、別に利用料の支払いを受ける。なお、指定地域密着型通所介護、第一号通所事業が法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、当該通所介護等による居宅介護サービス費用基準額から事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。
- 3 事業者は、前2項目のほか、次に掲げる費用を徴収する。
  - 一 飲み物代 1回分 100円（利用者の希望で提供する場合）
  - 二 おむつ代 1枚につき100円（利用者の希望で提供する場合）
  - 三 マスク代 1枚につき50円（利用者の希望で提供する場合）
  - 四 キャンセル料 利用前日の17時までに連絡がなくキャンセルされた場合については、自己負担相当額の半額
  - 五 その他、通所介護等において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの。
- 4 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せて支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けるとする。
- 5 当該サービスの提供に要した費用について、そのサービスを受ける際に当該利用者に領収証を交付する。

#### （通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、札幌市内（主に手稲区及び西区）とする。

#### （サービス利用に当たっての留意事項）

第11条 利用者が指定地域密着型通所介護、第一号通所事業の提供を受ける際に利用者が留意すべき事項は以下のとおりとする。

- 一 サービスを受けることに支障がないこと。
- 二 サービスを受けるに当たって、体調健康状態が優れない場合は事前に申し出ること。
- 三 常時医療機関において治療する必要がないこと。

#### （緊急時等における対応方法）

第12条 従業員等は、指定地域密着型通所介護、第一号通所事業を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずると

もに、管理者に報告をしなければならない。

(非常災害対策)

第13条 指定地域密着型通所介護、第一号通所事業の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の非難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処の方法、非難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、天災時には、避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は、従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後1ヶ月以内に1回研修を実施

二 継続研修 年1回の研修を実施

2 従業者等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止する為の従業者に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待等防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に当該事業所従業者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(感染症対策に関する事項)

第16条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しない様に次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う事が出来るものとする)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(パワハラ・セクハラ防止に関する事項)

第17条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止する為の方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(認知症介護における職員の資質向上に関する事項)

第18条 事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させる為に必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上の為に研修の機会を次の通り設けるものとし、研修時間の確保を積極的に行うこととする。

(業務継続計画の策定等に関する事項)

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施する為の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

附 則

この規程は、令和8年2月1日から施行する。